

中小企業経営者の皆さんへ 商工業融資のご案内

平成26年度の商工業融資は、昨年と同じ内容で引き続き実施します。

公害対策に要する資金融資
アスベスト除去などの工事を行う場合や、低公害車に該当する営業車両の購入など、公害防止対策に係る資金について、区は利率の有利な制度融資をあつせんします。

省エネルギー対策に要する資金融資
太陽光発電システム設備の

別表1

制度名		資金用途	区分	融資限度額	融資利率	借受人負担利率	返済期間	保証料補助
					()内の利率は優遇利率適用の場合			
継続支援資金融資	運転資金	一般運転資金	一般	1,800万円 区民 2,000万円	年1.1% (1.2%)	年1.1% (1.0%)	7年以内 (据置6カ月を含む)	3分の2
		限度額差額		借受時利用額と限度額との差額				
	小規模企業資金	一般	一般	1,200万円 区民 1,400万円	年1.7% (1.8%)	年0.5% (0.4%)		全額
		設備資金	一般	2,600万円 区民 3,000万円	年1.1% (1.2%)	年1.1% (1.0%)		3分の2
	設備資金	生鮮三品 公害対策 省エネ対策	一般	3,000万円	年1.7% (1.8%)	年0.5% (0.4%)	9年以内 (据置6カ月を含む)	全額
		小規模企業資金	一般	1,200万円 区民 1,400万円	年1.1% (1.2%)	年1.1% (1.0%)		3分の2
	年末特別資金融資	運転資金		300万円	年1.5% (1.6%)	年0.7% (0.6%)	11カ月 (据置1カ月を含む)	全額
	小規模企業特例緊急 運転資金融資	運転資金		300万円	年2.1%	年0.1%	2年以内 (据置3カ月を含む)	全額
※全国統一保証制度(責任共有対象外) 小口資金融資	運転資金	一般運転資金		1,250万円	年1.1% (1.2%)	年1.1% (1.0%)	7年以内 (据置6カ月を含む)	3分の2
		限度額差額		借受時利用額と限度額との差額				全額
	設備資金	一般設備資金		1,250万円	年1.1% (1.2%)	年1.1% (1.0%)	9年以内 (据置6カ月を含む)	3分の2
		生鮮三品 公害対策 省エネ対策		850万円	年1.7% (1.8%)	年0.5% (0.4%)		全額
	小規模企業資金		850万円	年1.1% (1.2%)	年1.1% (1.0%)		3分の2	
	経営改善支援資金	運転資金および 設備資金		1,250万円 借受時利用額と 融資限度額との 差額	年1.7% (1.8%)	年0.5% (0.4%)	7年以内 (据置6カ月を含む)	一般 3分の2 区民 全額
	限度額差額							
資金融資 創造支援	創造支援資金融資	運転資金および 設備資金		1,500万円 (創業必要額の 2分の1)	年1.1%	年1.1%	7年以内 (据置6カ月を含む)	3分の2
	店舗・工場等小規模 再開発資金融資	設備資金		1,000万円	年1.1%	年1.1%	10年以内 (据置6カ月を含む)	3分の2
応援資金融資	経営改善支援資金	運転資金および 設備資金	一般	1,300万円 区民 1,500万円	年1.7% (1.8%)	年0.5% (0.4%)	7年以内 (据置6カ月を含む)	一般 3分の2 区民 全額
		限度額差額		借受時利用額と 限度額との差額				
	災害復旧資金	運転資金および 設備資金	一般	1,000万円 区民 1,200万円	年1.7% (1.8%)	年0.5% (0.4%)	7年以内 (据置6カ月を含む)	一般 3分の2 区民 全額
		共同事業 資金	法人 任意	3,000万円 1,500万円	年1.3%	年0.9%	6年以内 (据置6カ月を含む) 10年以内 (据置6カ月を含む)	全額(法人)
	近代化設 備資金	法人 任意	5,000万円 2,500万円					
区融資一本化資金	運転資金		2,000万円 融資 残額と新規資金 500万円の合計 額の範囲内)	年1.1%	年1.1%	7年以内 (据置6カ月を含む)	なし	

別表2

銀行	信用金庫	信用組合	政府系
みずほ、三菱東京UFJ、三井住友、りそな、 東京都民、横浜、北陸、北國、東日本、八千代	朝日、興産、さわやか、東京シティ、芝、西京、 城南、昭和、東京、城北	文化産業、江東、大東京、第一勧業、中ノ郷	商工組合中央金庫

◎上記の金融機関の区内店舗で取り扱いをしています。

◎利率の()内の数字は、町会加入など、優遇利率適用事業者に対する優遇利率です。
 ◎区民とは、代表者が区民のことをいいます。
 ◎小規模企業資金対象は、資本金1,000万円以下かつ従業員10人以下(卸・小売・サービス業は4人以下)の事業者となります。
 ◎小規模企業資金は、運転資金、運転資金限度額差額、設備資金のいずれかで利用できますが、重複して利用することはできません。
 ◎小口支援資金対象は、中小企業者のうち従業員20人以下(卸・小売・サービス業は5人以下)であり、区の融資を含めた保証付融資の合計額が1,250万円以下の事業者となります。
 ◎年末特別融資の受付期間は、10月1日(水)~11月14日(金)までです。
 ◎保証料補助は、当該融資に係る保証料に対して補助します。既に保証付融資を受け債務が残っているときは、保証協会からの保証料額と、区で補助する保証料補助額と異なる場合があります。
 ◎繰上償還により保証協会から保証料が返戻された場合は、返戻された保証料のうち区の保証料補助相当額を、区にお返しいただきます。返還されない場合は、その後区の融資をご利用いただくことはできません。

別表3

補償の種類	補償限度額	
損害賠償 責任保険	対人の賠償	1名 1億円
	対物の賠償	1事故 2億円 500万円 (保管物の場合300万円)
傷害保険	死亡保険金	1,000万円
	後遺障害保険金	30万円~1,000万円
	入院保険金	日額 3,000円(180日限度)
	通院保険金	日額 2,000円(90日限度)

別表4

団体(活動)の種類	担当窓口	電話番号
青少年の健全育成活動および社会教育活動を行う団体	区役所6階 文化・生涯学習課青少年係	☎(3546)5304
町会・自治会関係	区役所7階 地域振興課地域事業係	☎(3546)5339
乳幼児の健全育成活動を行う団体	区役所6階 子育て支援課子育て支援係	☎(3546)5350
障害のある方に対する援助活動を行う団体	区役所4階 障害者福祉課障害者福祉係	☎(3546)5389
高齢者クラブ、高齢者に対する援助活動を行う団体	シニアセンター	☎(3531)7813
資源再利用活動を行う団体	中央清掃事務所 清掃事業係	☎(3562)1523
交通安全活動を行う団体	区役所7階 環境政策課交通対策係	☎(3546)5443
上記以外の団体	活動の関連部署	

ボランティア保険加入 手続のご案内(継続・新規)

経営改善資金融資利率補助
商工会議所の推薦により、日本政策金融公庫が融資する経営改善資金融資(マル経融)の利率の一部を区が補助する「経営改善資金融資利率補助」を実施しています。

ボランティア保険は、保険期間が1年間のため、現在の保険は6月1日に期間満了となります。このため、6月1日から平成27年6月1日までの1年間を期間とする保険加入する必要があります。

ボランティア保険は、保険期間が1年間のため、現在の保険は6月1日に期間満了となります。このため、6月1日から平成27年6月1日までの1年間を期間とする保険加入する必要があります。

この制度は、ボランティア活動中の思わぬ事故で生じた損害に備えるため、区が認定するボランティア団体の指導者の方を被保険者として、保険料を全額区が負担して加入するものです。
 ボランティア保険は、保険期間が1年間のため、現在の保険は6月1日に期間満了となります。このため、6月1日から平成27年6月1日までの1年間を期間とする保険加入する必要があります。

この制度は、ボランティア活動中の思わぬ事故で生じた損害に備えるため、区が認定するボランティア団体の指導者の方を被保険者として、保険料を全額区が負担して加入するものです。

詳しくはお問合せください。 商工会議所の推薦により、日本政策金融公庫が融資する経営改善資金融資(マル経融)の利率の一部を区が補助する「経営改善資金融資利率補助」を実施しています。

◎詳しくはお問合せください。
 ※問合せ先
 商工課課相談係
 ☎(3546)5333
 東京商工会議所中央支部
 ☎(3538)1811